

大分市公告第 332 号

次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大分市契約事務規則（昭和 39 年大分市規則第 12 号）第 25 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 6 日

大分市長 足立 信也

1 競争入札に付する事項

（１）業務名

佐賀関復興市営住宅建設事業

（２）履行場所

大分市大字佐賀関 2510 番地

（３）事業期間

契約締結日（令和 8 年 9 月）から令和 9 年 12 月 17 日以前で事業者が提案した日

（４）事業内容

別紙「佐賀関復興市営住宅建設事業入札説明書」のとおりに

（５）予定価格

958,152,000 円（消費税及び地方消費税を除く）

2 競争参加資格

（１）入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。
- ② 入札参加グループは、特定建設工事共同企業体（甲型又は乙型）を結成すること。
- ③ 入札参加グループは、整備住宅等を設計する企業（以下、「設計企業」という。）、整備住宅等を建設する企業（以下、「建設企業」という。）、整備住宅等の建設工事を監理する企業（以下、「工事監理企業」という。）により構成され、入札参加手続きは必ず代表企業が行うこと。
- ④ 代表企業は全構成員中最大の出資者であること。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

入札参加者は、令和 8 年度大分市競争入札参加有資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という）に登録されており、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、設計、建設、工事監理の各業務を行う者は、それぞれ 1)、2)、3)の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関係がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関係がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

1) 設計業務を行う者

設計業務には、大分市内に本社を有する業種区分 建築コンサル（建築一般）を 1 者以上入れること。なお、業種区分 土木コンサルについては、提案内容等を鑑み必要に応じで入れること。また、設計業務を行う者は、以下に示す a から d までの要件を全て満たすこと。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、a から c の要件については全ての企業がいずれにも該当し、d の要件は少なくとも 1 者が該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。（業種区分土木コンサルの事業者を除く。）
- b. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 公告日において、本市に本店があること。
- d. 平成 23 年 4 月 1 日以降に工事が完了し引き渡された、次の要件をすべて満たす共同住宅の新築又は改築（※）工事に伴う実施設計を元請け（共同企業体によるものである場合は、出資比率 30%以上のものに限る。）として履行した実績を有すること

①鉄筋コンクリート造

（鉄筋コンクリート造以外の構造を提案する場合は、その構造）

②3 階建て以上

③延べ面積 1,000 m²以上

※改築とは、建築物の全てを除却し、引き続きこれと用途、規模及び構造の著しく異なる建築物を建てることをいう。以下同じ

2) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す a から f までの要件を全て満たすこと。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a から d の要件については全ての企業がいずれにも該当し、少なくとも 1 者が e 及び f の要件に該当すること。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年大分市告示第 1616 号）により、建築一式工事、電気工事又は管工事について、本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 本市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）を有すること。
- d. 令和 8 年度において、建築一式工事、電気工事又は管工事が A 等級に格付けされていること。
- e. 令和 8 年度において、建築一式工事が A 等級に格付けされていること。
- f. 平成 23 年 4 月 1 日以降に工事が完了し引き渡された、次の要件をすべて満たす共同住宅の新築又は改築（※）工事を元請け（共同企業体によるものである場合は、出資比率 30% 以上のものに限る。）として履行した実績を有すること。
 - ① 鉄筋コンクリート造
（鉄筋コンクリート造以外の構造を提案する場合は、その構造）
 - ② 3 階建て以上
 - ③ 延べ面積 1,000 m²以上

3) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す a から d までの要件を全て満たすこと。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a から c の要件については全ての企業がいずれにも該当し、d の要件は少なくとも 1 者が該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 公告日において、本市に本店があること。
- d. 平成 23 年 4 月 1 日以降に工事が完了し引き渡された、次の要件をすべて満たす共同住宅の新築又は改築（※）工事に伴う工事監理の実績を有すること
 - ① 鉄筋コンクリート造
（鉄筋コンクリート造以外の構造を提案する場合は、その構造）
 - ② 3 階建て以上
 - ③ 延べ面積 1,000 m²以上

(3) 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 12 年大分市告示第 477 号）及び大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年告示第 553 号）に基づく指名停止期間中である者。
- ③ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ④ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。
- ⑥ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に市から入札参加資格停止の措置を受けている者。
- ⑦ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
- ⑧ 第 5 の 1 に記載の大分市佐賀関復興市営住宅建設事業受託候補者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑨ 最近 1 年間に於いて法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。
- ⑩ 入札参加者が、他の入札参加者として参加している者。
- ⑪ 公告日から落札者決定の日までの間のいずれの日においても、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置期間中である者。
- ⑫ 公告日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。

3 入札手続等

(1) 担当部局

大分市土木建築部住宅課

住 所：〒870-8504 大分県大分市荷揚町 2 番 31 号（大分市役所本庁舎 6 階）

電 話：097-537-5978 FAX：097-534-6255

電子メール：jyutaku3@city.oita.oita.jp

本市ホームページアドレス：<https://www.city.oita.oita.jp/index.html>

(2) 事業者選定までのスケジュール（予定）

日 程	内 容
令和 8 年 6 月 5 日	実施方針等の公表
令和 8 年 6 月 15 日	実施方針等に関する質問受付締切
令和 8 年 6 月 22 日	実施方針等に関する質問・回答の公表
令和 8 年 7 月 6 日	入札公告・入札説明書等の公表
令和 8 年 7 月 13 日	入札説明書等に関する説明会
令和 8 年 7 月 17 日	入札説明書等に関する質問受付締切
令和 8 年 7 月 23 日	入札説明書等に関する質問・回答の公表
令和 8 年 7 月 27 日	資格審査に関する書類の提出期限（参加表明書、資格審査申請書等）
令和 8 年 7 月 29 日	入札参加資格審査の通知
令和 8 年 8 月 10 日	提案審査に関する書類の受付締切
令和 8 年 8 月中旬	提案審査及びヒアリング・開札等
令和 8 年 8 月中旬	落札者の決定及び公表
令和 8 年 8 月下旬	仮契約締結 ※8 月 24 日までの仮契約締結を想定
令和 8 年 9 月中旬	大分市議会の議決、設計・施工請負契約の締結

① 本公告内容の交付期間、場所及び方法

令和 8 年 7 月 6 日（月）から令和 8 年 8 月 10 日（月）

② 交付場所

3 の（1）に同じ

③ 交付方法

交付については、本市ホームページから入手すること。

(3) 入札に関する手続き

① 質問及び回答

質問期限：入札公告の日から令和 8 年 7 月 17 日（金）正午まで

質問方法：別紙 2「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、上記 3 の（1）の担当窓口に原則として E メールにより提出すること。

質問回答：令和 8 年 7 月 23 日（木）に本市ホームページ上に公表する予定である。

② 参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類の提出

提出書類：佐賀県復興市営住宅建設事業入札説明書等を参照

提出期限：令和 8 年 7 月 27 日（月）午前 9 時から午後 5 時まで

提出方法：持参すること（事前に連絡した上で、持参すること）

提出場所：3 の（1）に同じ

提出部数：1 部

③ 入札書類審査に関する提出書類の提出

提出書類：佐賀県復興市営住宅建設事業入札説明書等を参照

提出期限：令和 8 年 8 月 7 日（金）及び 10 日（月）午前 9 時から午後 5 時まで

提出方法：持参すること（事前に連絡した上で、持参すること）

提出場所：3 の（1）に同じ

提出部数：正本 1 部並びに副本 9 部

④ 入札執行・開札執行の日時及び場所

入札説明書を参照すること。

⑤ 選定結果の通知・公表

令和 8 年 8 月中旬の落札者決定後、速やかに入札参加グループの代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

4 入札保証金

免除とする。

5 契約保証金

設計・施工請負契約書（案）に基づくものとする。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- ② 事業名及び入札金額のない入札書類
- ③ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類
- ④ 事業名に誤りのある入札書類
- ⑤ 入札金額の記載が不明確な入札書類
- ⑥ 入札金額を訂正した入札書類
- ⑦ 虚偽の記載がある入札書類
- ⑧ 1 つの入札について同一の者がした 2 つ以上の入札書類
- ⑨ 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- ⑩ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- ⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- ⑫ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した入札書類

7 本事業の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

本事業の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

(2) 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律及び大分市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、本事業に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、本事業により取得した個人情報は、事業契約終了後直ちに市に引き渡すものとする。

(3) 守秘義務

本事業を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業契約終了後も同様とする。

8 留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。
- (3) 入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 入札参加者が提出した提案書に関する著作権は、入札参加者に帰属するが、本事業において公表等が必要と認められる時、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。
また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。
- (5) 提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。
- (6) 提出された書類については、変更できないものとする。
- (7) 本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (8) 入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、入札参加者の代表企業に通知する。

9 その他

詳細は、佐賀県復興市営住宅建設事業入札説明書等によるものとする。